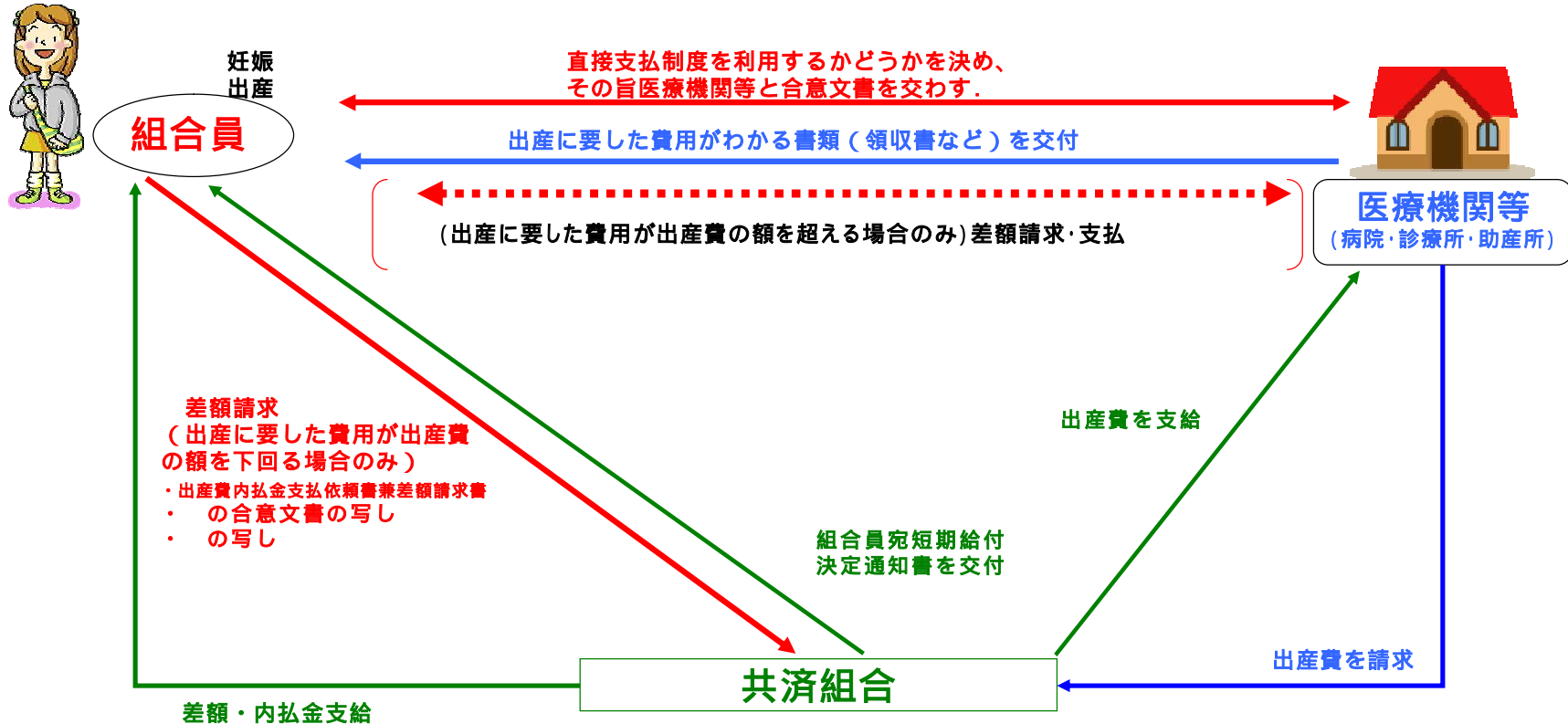


直接支払制度を利用する際の手続

医療機関等(病院・診療所・助産所)と、直接支払制度を利用することに合意した組合員または被扶養者がいる組合員が利用できる制度です。



【注意事項】

- ・ 出産費・家族出産費が対象ですが、出産費を例にして表しています。
- ・ で差額支払をした方は、の差額請求はありません。
- ・ 出産に要した費用の額がわかる書類に「出産年月日」や「出産児数」の記載がない場合は、の書類に加え、以下の書類が必要です。
 - 生産の場合 「出生証明書」の写しまたは母子健康手帳の「出産の状態」のページの写し
(「出産の状態」のページに産者の氏名が明記されていない場合は、産者の氏名が書かれているページも必要です。)
 - 死産の場合 「死産証書(死胎検案書)」の写し